

「第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画」 及び 「発達障害者支援に関する事業」について

沖縄県子ども生活福祉部 障害福祉課



1 法律、定義、役割等



発達障害者支援法の全体像

I これまでの主な経緯

昭和55年 知的障害児施設の種類として新たに医療型自閉症児施設及び福祉型自閉症児施設を位置づけ
 平成5年 強度行動障害者特別処遇事業の創設(実施主体:都道府県等)
 平成14年 自閉症・発達障害者支援センター運営事業の開始(広汎性発達障害者を対象とした地域支援の拠点の整備の推進)
 平成16年12月 超党派の議員立法により発達障害者支援法が成立 → 平成17年4月 施行
 平成22年12月 発達障害が障害者に含まれるものであることを障害者自立支援法、児童福祉法において明確化
 平成28年5月 超党派の議員立法により「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が成立

II 主な趣旨

- 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等

III 概要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

就学前（乳幼児期）

- 乳幼児健診等による早期発見
- 早期の発達支援

就学中（学童期等）

- 就学时健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

就学後（青壮年期）

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

【都道府県】 発達障害者支援センター（相談支援・情報提供・研修等）、専門的な医療機関の確保 等

【国】 専門的知識を有する人材確保（研修等）、調査研究 等



○発達障害者支援法における国、都道府県、市町村の役割

国



- ・発達障害者の実態把握
- ・発達障害の原因の究明、診断、治療、支援方法等に関する調査研究 等

県



- ・発達障害者支援センターの設置
- ・市町村への技術的指導
- ・県内の発達障害児（者）支援体制整備
- ・就労の支援
- ・医療機関の確保 等

市町村



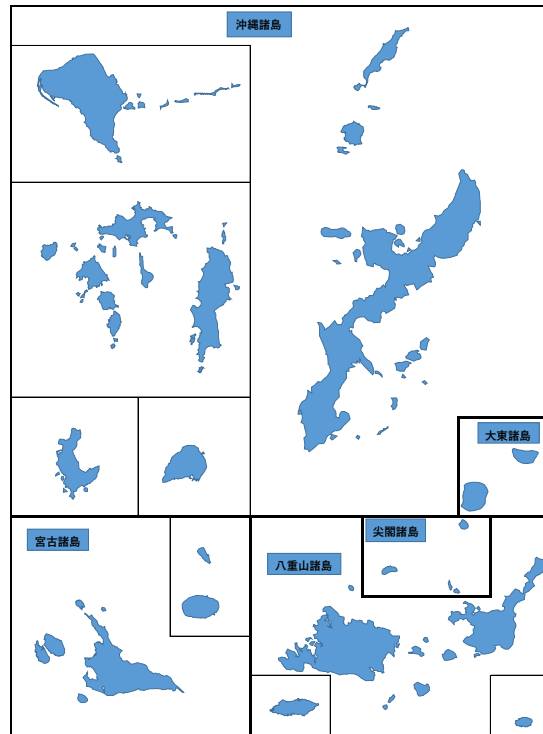
- ・早期発見のための事業（乳幼児健診等の母子保健事業）
- ・保育への配慮
- ・地域生活支援
- ・相談支援の窓口 等

発達障害者支援法に基づき、それぞれの役割にて支援を行う

発達障害児(者)・その家族



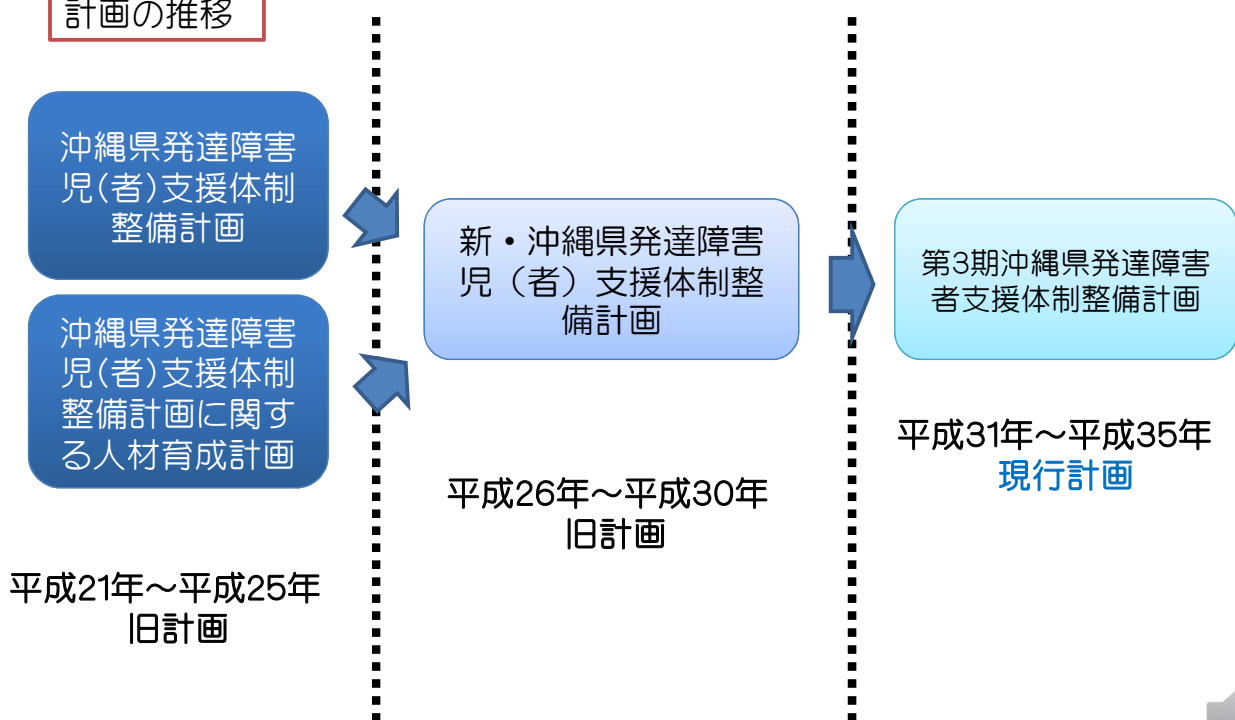
2 沖縄県発達障害者支援体制整備計画について



発達障害者支援計画に関する経緯について

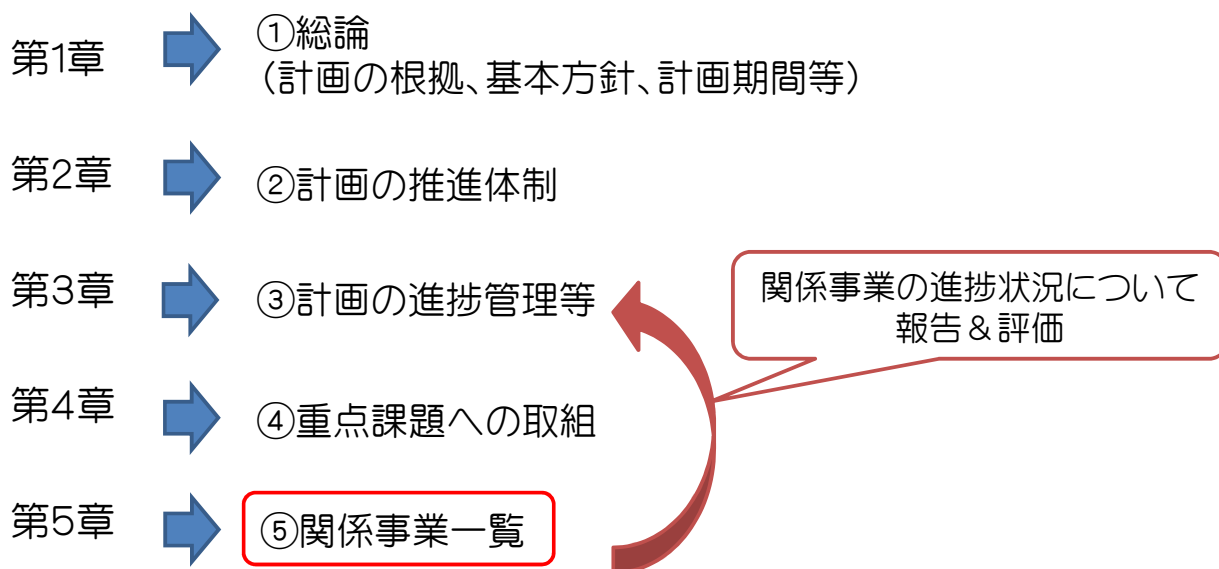
- 県内の発達障害支援体制整備を構築する為に、平成21年から策定している。

計画の推移



第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画の枠組

第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画は以下、5つの章で構成。



第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画 (以下「整備計画」という。)の基本方針

○ 発達障害者支援法の趣旨等を踏まえ、以下の3つを基本方針と位置づけ。

○ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者に「切れ目のない」支援の実施に取り組みます。

○家族なども含めた、きめ細かな支援

教育、就労の支援、司法手続きにおける配慮、発達障害者の家族等へのきめ細かな支援を推進します。

○地域の身近な場所で受けられる支援

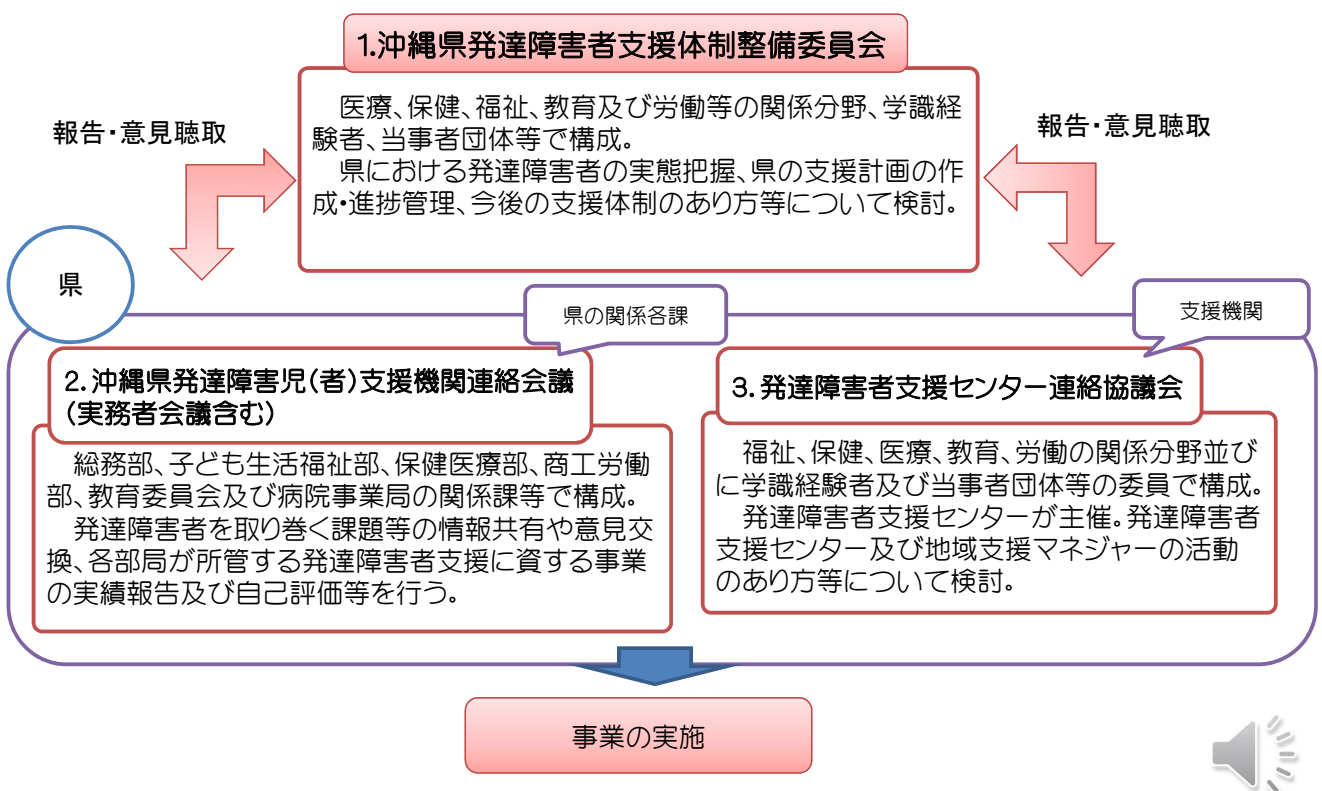
地域の関係者が課題を共有して連携し、地域における支援体制を構築することを目指します。



第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画の推進体制



第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画の進捗管理等



沖縄県発達障害者支援体制整備委員会について

1 組織の根拠

- (1) 発達障害者支援法(以下「法」という。)第19条の2に基づく地域協議会
- (2) 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会運営要綱に基づく運営を実施

2 所掌事務

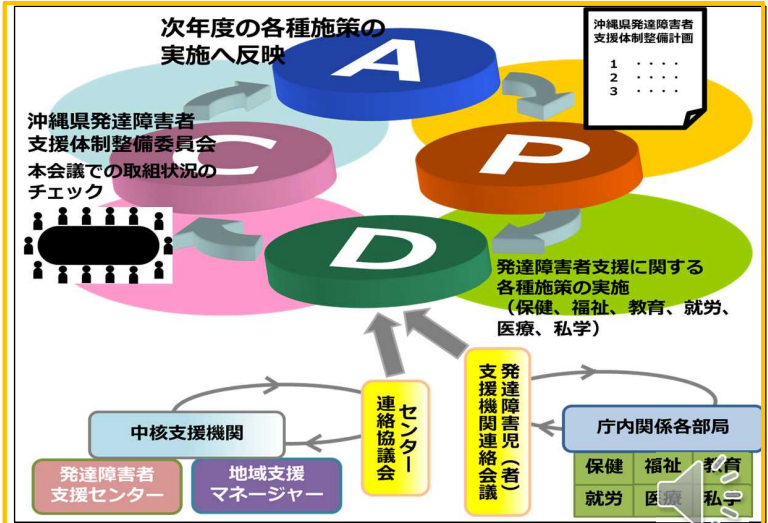
- (1) 法第19条の2第2項: 地域の発達障害者の支援体制に関する課題を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する。
- (2) 第3期計画: 県における発達障害者の実態把握、県の支援計画の作成・進捗管理、今後の支援体制整備のあり方等について検討する。

3 委員の任期(2年間)

発令の日(令和2年10月30日)～
令和4年10月29日(補欠委員の任期は前任者の残期間)

4 謝礼等

県の謝礼金支払基準に基づき、日額(8,400円)を支給する。
また、「沖縄県職員の旅費に関する条例」の適用を受ける職員に相当する旅費を支給する。



11

1

第3期計画・重点課題

特定のライフステージごとの課題と取組

(1) 乳幼児期における
早期発見・早期支援

- ア 乳幼児健診受診率
- イ 要フォロー率の精度向上
- ウ 検診後支援体制の整備

(2) 学齢期における
教育と福祉の連携

- ア 教育と福祉の連携
- イ 施策・事業等の相互理解

(3) 成人期における
就労支援

- ア 就労支援者の資質向上
- イ 事業主への支援の充実
- ウ 就労に繋がらない方への支援



2

ライフステージを通じた課題と取組

(1) 専門医療機関の不足への対応

(2) 保護者や家族に対する支援

(3) 各分野における支援人材の育成

(4) 移行期の「支援の途切れ」防止

(5) 県民に対する正しい理解の普及啓発

各項目毎に「現状と課題」、「取組の方向性」、「市町村と県の取組」、「主な関連事業」を整理

12

(6) 各分野における支援人材の育成(P19～20)

現状と課題

日常生活の様々な場面で発達障害を理解し対応することが求められており、①各分野(福祉、医療、保健、保育、教育、司法、企業等)での研修、②各圏域(北部、中部、南部、宮古、八重山)での実情を踏まえた研修実施、③市町村相談窓口の充実 が必要。

県の主な取組

- (ア) 発達障害者支援センターによる各分野への研修及び講師派遣
- (イ) 各分野と研修企画等の連携
- (ウ) 各圏域福祉事務所による「発達障害圏域別研修」の実施
- (エ) 市町村窓口職員への研修実施
- (オ) 地域支援マネージャーによる市町村支援

※市町村の取組としては、
 ○基本相談窓口の周知
 ○職員への研修実施
 ○情報収集及び情報提供を明記している。

関連する主な事業(一部項目を省略)

番号	実施事業・計画・取組等	平成29年度 (実績値)	平成35年度 (目標値)	担当課
1	発達障害者支援センター研修、講師派遣等の実績(教育、保育、保健、福祉、就労、司法)	延べ開催、派遣:49件 受講者数: 10,249名	各分野5回 (年間)	障害福祉課
2	発達障害圏域別研修の実績	北部(7回)、中部(1回)、 南部(2回)、宮古(2回) 八重山(6回)	10回 (年間)	各圏域福祉 事務所
3	市町村窓口職員等向けの研修	—	20市町村 (年間)	障害福祉課
5	【再掲】発達障害の基本相談窓口としての周知している市町村	18市町村	41市町村	障害福祉課



【第3期】

沖縄県発達障害者支援体制整備計画

平成31年4月～平成36年3月



3 発達障害児(者)支援に関する 取組について

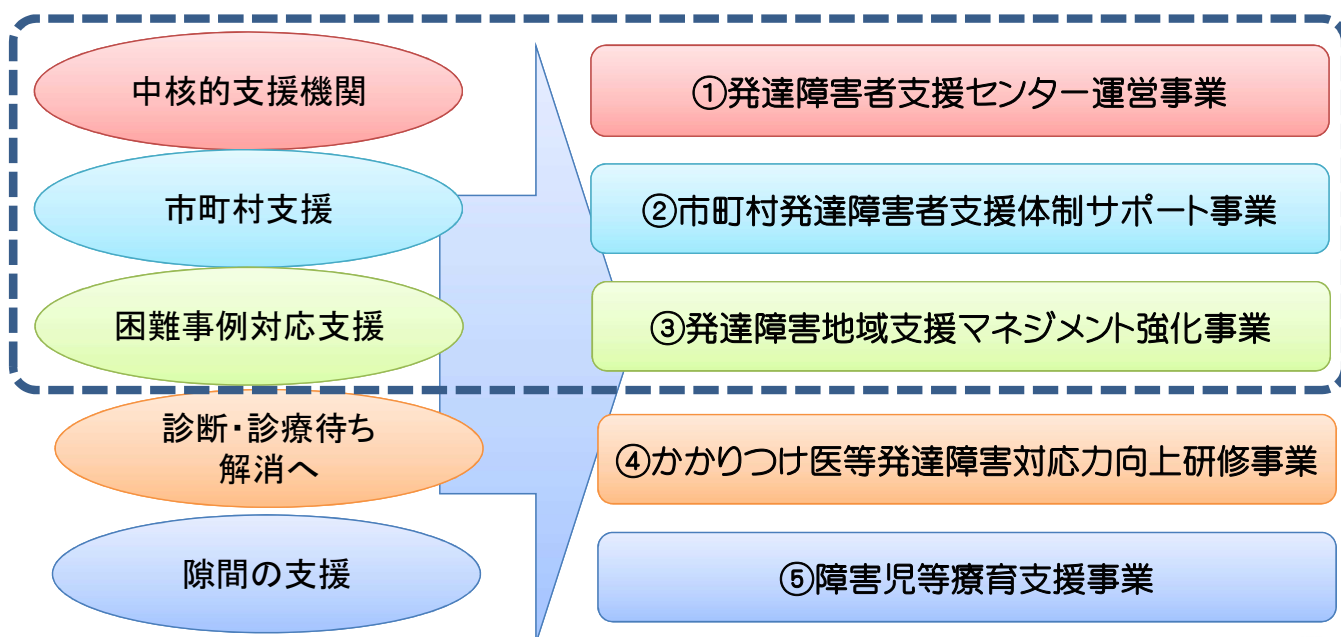
15



○県(障害福祉課)の発達障害児(者)支援について



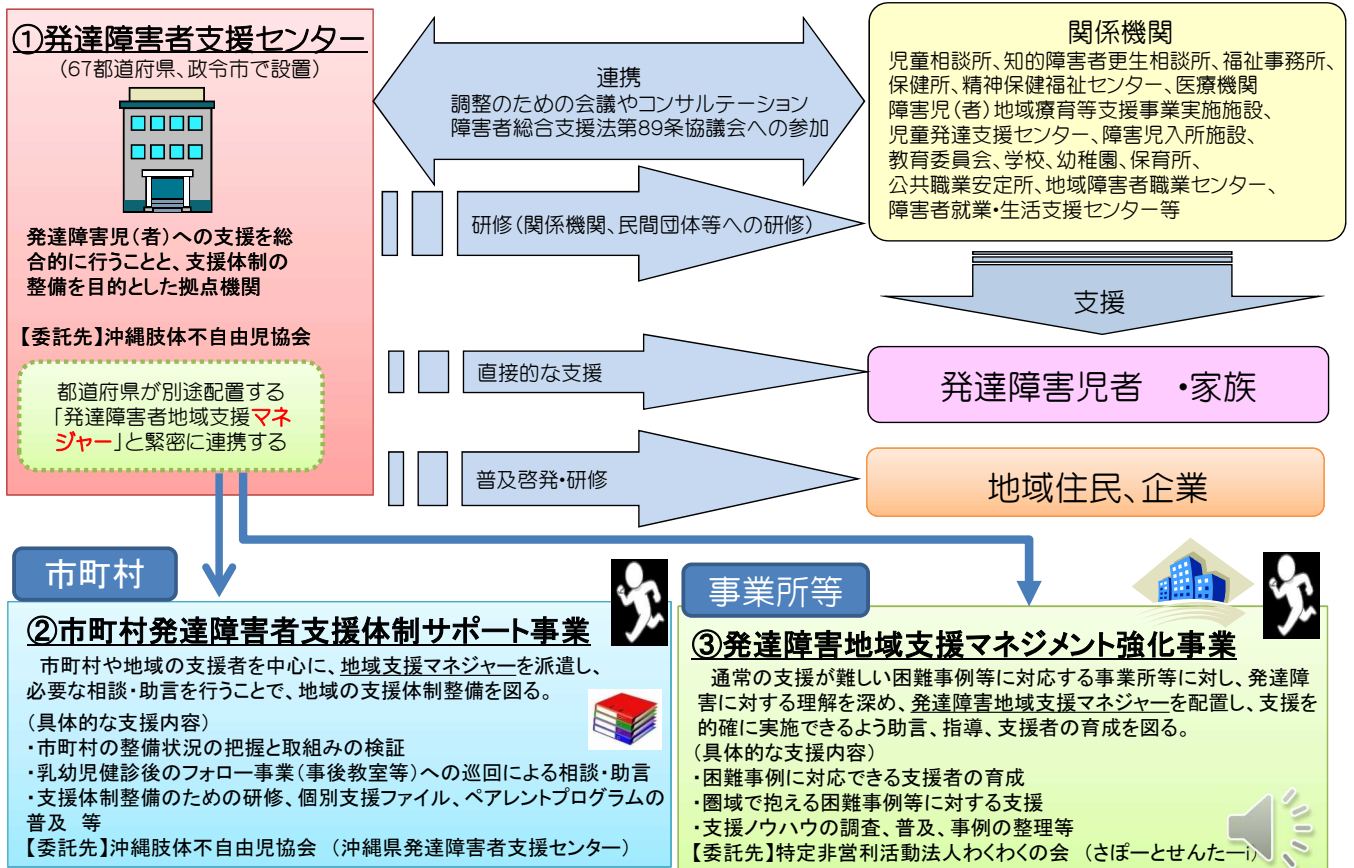
県(障害福祉課)では、発達障害者の支援体制構築を推進するため、以下の5つの事業に取り組んでいます。



16



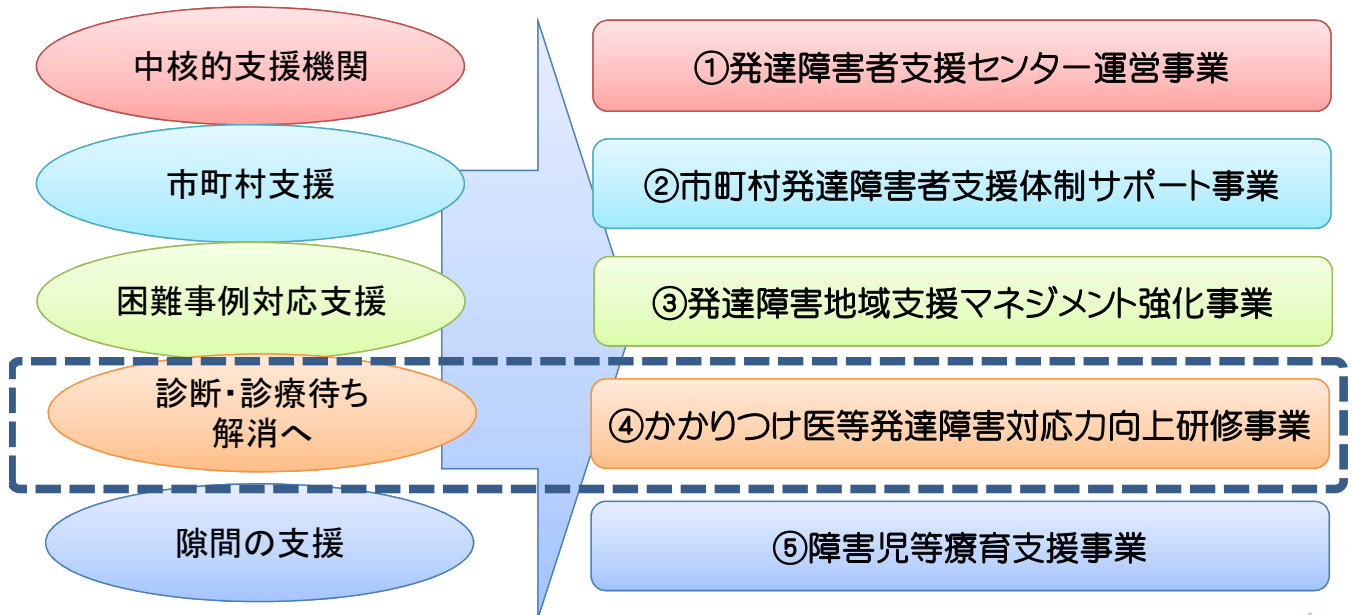
①支援センター運営事業、②市町村サポート事業、③地域マネジメント事業



○県(障害福祉課)の発達障害児(者)支援について



県(障害福祉課)では、「整備計画」を推進するため、以下の5つの事業に取り組んでいます。



④かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

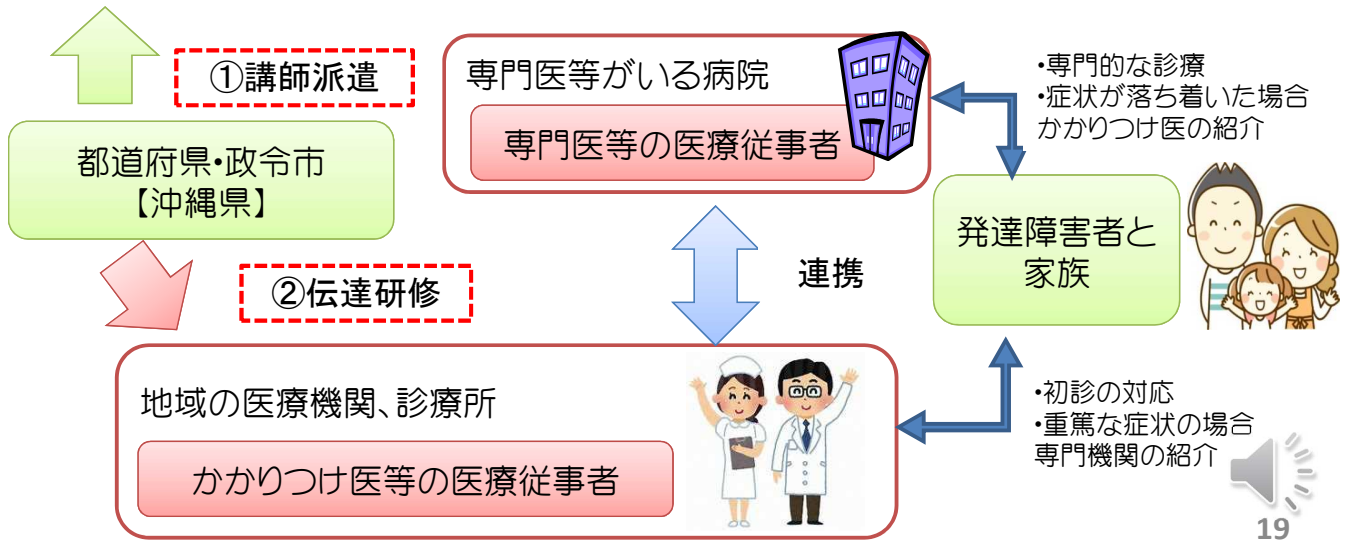
目的

県内のどの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図ることを目的に実施。平成29年度より沖縄県の事業として実施している。



国立精神・神経医療研究センター【以下、指導者養成研修を実施】

①発達障害早期総合支援研修、②発達障害精神医療研修、③発達障害支援医学研修

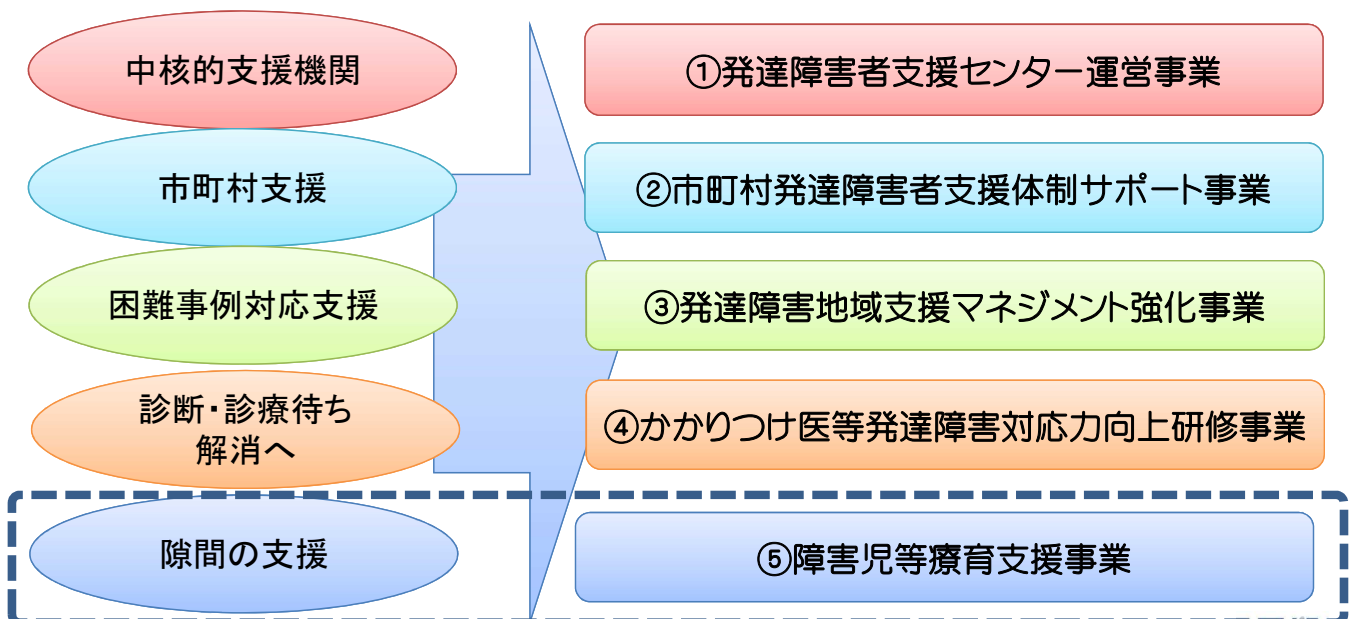


19

○県(障害福祉課)の発達障害児(者)支援について



県(障害福祉課)では、「整備計画」を推進するため、以下の5つの事業に取り組んでいます。



20

⑤障害児等療育支援事業(目的等)

1. 法的な位置付け

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の専門性の高い相談支援事業となっている。(都道府県必須事業)

2. 事業の目的

在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児及び発達障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図り、在宅の障害児等の福祉の向上を図ることを目的としている。

3. 事業の特徴

- ①障害児及びその家族が支援対象。
- ②福祉サービスの支給決定を受けていなくても、利用が可能。
- ③障害児の通う保育所や障害児通所支援事業所等の職員への支援も可能。



21

⑤障害児等療育支援事業(事業内容)

在宅支援訪問療育等指導事業

ア 巡回相談

相談・支援を希望する在宅障害児等のご家庭に定期的若しくは随時訪問を行ったり、相談・支援を必要とする地域を巡回する等の方法で、在宅の障害児等及びそのご家族に対して各種の相談・支援を行います。

イ 訪問による健康診査

医療機関等における健康診査を受けることが困難な在宅の重度知的障害児(者)の家庭を訪問し、健康診査を実施するほか、必要に応じて介護等に関する助言等を行い、併せて各種の相談に応じます。



在宅支援外来療育等指導事業



在宅の障害児等及びそのご家族に対して、外来の方法により、各種の療育・相談を行います。

施設支援指導事業

障害児等の通う保育所・学校や障害児通所支援事業所等の職員に対し、在宅障害児等の療育に関する技術の研修・指導を行います。

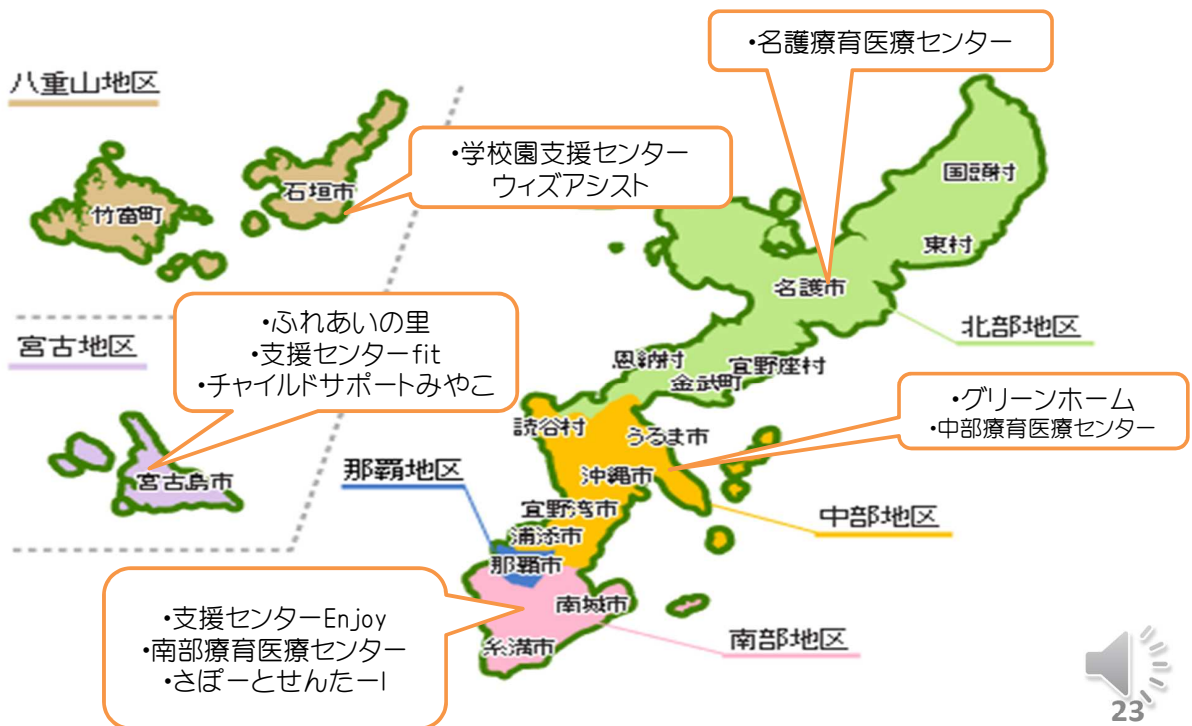


22

⑤障害児等療育支援事業（実施事業所）

1 実施事業所数

10カ所の事業所で実施（北部1、中部2、南部3、宮古3、八重山1）



〇県（障害福祉課）の発達障害児（者）支援について



県（障害福祉課）では、「整備計画」を推進するため、以下の5つの事業に取り組んでいます。

